

[事案 2023-23] 入院給付金支払請求

・令和6年1月12日 裁定終了

<事案の概要>

約款所定の入院に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

うつ病により、平成30年10月から平成31年2月まで入院（入院①）し、さらに令和元年9月から令和2年1月まで入院（入院②）したため、平成30年7月に契約した引受基準緩和型医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、支払われた。その後、甲状腺機能亢進症により令和2年5月初旬から同月中旬まで入院（入院③）し、バセドウ病等により同日から同年6月まで別病院に入院（入院④）し、さらに甲状腺中毒症により同年8月初旬から同月末日まで入院（入院⑤）したため、本契約にもとづき入院給付金を請求したところ、保険会社は、入院①②が約款所定の入院には該当しないことから、自分に対して入院給付金の返還請求権があり、自分の有する入院③④⑤の入院給付金支払請求権と対等額で相殺すると主張して、入院③④⑤の入院給付金の支払いを拒否した。しかし、以下の理由により、入院①②の入院給付金の返還義務がないことの確認と、入院③④⑤の入院給付金の支払いを求める。

(1)入院①②の給付金は、一度保険会社の審査を受けて支払われたものである。

(2)担当医師が、入院加療が必要として入院に至ったものを、保険会社が入院と認めないことは不合理である。

(3)保険会社は、入院①②において、外出・外泊を問題としているが、配偶者が末期がんで余命宣告を受けて自宅加療中であり、幼い子供2人がその父親を看ていたこと等から、やむを得ず外出・外泊許可を得ていたものである。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)入院①②はいずれも長期入院であるが、入院中の治療内容は、薬物療法やカウンセリング、作業療法といったもので、入院しなければできない治療ではなく、「自宅等での治療が困難」とは認められない。

(2)入院①②においては、外出や外泊がなかった日は皆無であり、これらはほとんどが私事によるもので治療のためではない。したがって、入院①②は「常に医師の管理下において治療に専念」していたものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め医学的判断の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。